

明治中期の柔術論

—作品「柔術」をめぐって—

小野 勝 敏

はじめに

明治文化は、西洋の影響をうけた近代文化と古来からの伝統文化——すなわち、新しい西洋文化と古いものの残存とが交錯したさまざまな様相に、その時代の特徴を見出すことができる。

「明治政府の成立当初、廃仏毀釈がおこなわれ、神道国教主義の方針がとられたが、まもなく文明開化の狂乱の時代を迎えた。キリスト教も黙認され、西洋の文物が歓迎された。風俗や習慣なども無批判に西洋風のもものが摂取されるが多かった。…(中略)…このような西洋文物の摂取は、さらに明治時代を通じておこなわれたものであり、しだいに一般民衆の生活を変化させたものであった。そのさい、外来文化に対する一種の尊敬の念、日本の伝統文化に対する軽視の風潮などが底流として存在していた⁽¹⁾」(力点—引用者)。

このような時代的背景の下で、嘉納治五郎(1860—1938)は、古き伝統文化である柔術に価値を認め、これに科学性と合理性を付与し、人間教育の領域にまで浮揚せしめ、その集大成として、近代柔道を創造したことは、まったく画期的なできごとであったといわねばならない。換言すれば、嘉納は、時代を先取りした偉大な柔道家(教育家)といえるのである。

なぜなら、もし嘉納が、明治の中葉(1882年)に講道館柔道を創始しなければ、柔道は当然のことながら、今日のような世界的なスポーツとしての隆盛とはならなかったはずだからである。おそらく、柔術および柔術家は、他の芸能

や工芸技術と同じように、それが重要無形文化財ないしは人間国宝的な存在として、かろうじて、柔術のある流派の宗家により、その伝統の保存・伝承がなされているのみとなったことであろう。

たとえて言うならば、国民の祝日とか国賓が来日した際に披露される伝統芸能のなかの伝統武道の範疇でしか、柔術を捉えることができなくなった可能性が生じるのである。

この意味において、現在の柔道が、国際連合の加盟国156カ国⁽²⁾のうち、98カ⁽³⁾国を国際柔道連盟・IJFの傘下においていること、およびIJFの規約・第2条で「嘉納の柔道をIJFの柔道とする」とあることは、嘉納の業績であると高い評価を与えねばならない。

それゆえ、ここに、明治の中葉に嘉納とT.リンゼー師(Lindsay, Rev. Thomas)⁽⁴⁾の共著たる英文作品「柔術(Jiu-jutsu)」を考察する意義が生起する。さらに、この作品について、D.ブラウン(Don Brown)は、本邦において、「英文で書かれた最初の柔道研究である⁽⁵⁾」と述べている。これは、この作品を研究する意義に二重の価値を与えることになる。

それに、この作品が発表された1888(明治21)年という時点では、柔道の技術面はほぼ確立をみていたといえるけれども、精神面すなわち柔道の思想的・哲学的側面からの理論づけは不十分であったといわねばならない。この時期における柔術論なのである。また、当時は、後に新設される大日本武徳会の中心的な勢力となる柔術界と新興柔道界とは、まさに、対立的な関係にあったといえるのである。ただし、これらの問題については、ここでは多くはふれない。

しかし、周知のごとく、近世における武器を使わない格闘術は、小具足・腰廻・取手(捕手)・体術・柔術・やはら(ヤハラ)・柔・柔道・手搏・拳法(拳)・柔和・白打・捕縛などと呼ばれ、これらの総称が柔術⁽⁶⁾であった。

この「柔術」という名称は、実は、嘉納が1882(明治15)年に講道館柔道を創始・命名したことにより、ただちに廃れたのではない。柔道なる名称が国民的・普遍的な呼称として定着するには、かなりの時間を要したのである。この名称

「柔道」の確立問題については、できるだけ詳細にみでみる。

上記のこののみならず、他に、作品「柔術」について、その内容を深く掘り下げてみる。なかでも、柔術の陳元賛説をとりあげる。もちろん、著者もこの伝來說論には反駁しているが、必ずしも十分とはいえない。それゆえ、これに若干の力点を傾注したい。合わせてとくに、この作品が、L. ハーン (Lafcadio Hearn) と B. H. チェンバレン (Basil Hall Chamberlain) の作品（随筆）に与えた影響についても、みることにする。

このように、本稿では、柔術の原理、起源、歴史、技法などの究明とかそれらを柔道のそれと対比することを究極の目的にしていなことが理解できよう。ここではあくまで、作品「柔術」のあやなすところの的を絞った考察であることをお断りしておかなくてはならない。

まずは、この作品が掲載された『日本アジア協会紀要』(*Transactions of the Asiatic Society of Japan*. 以下『協会紀要』と略記する) についての素描から入っていくことにする。

1 日本アジア協会と「作品」の著者

1) 日本アジア協会の素描と会員の貢献

日本アジア協会 (The Asiatic Society of Japan. 以下「協会」と略記する) は、1872 (明治5) 年10月、数名のイギリスとアメリカの宣教師、教師、文官によって横浜で設立され⁽⁷⁾、その所在地は横浜と東京にあった⁽⁸⁾。この「協会」では、機関誌として論文集が発行されている。これを『協会紀要』といい、その第1巻は、1874 (明治7) 年に刊行されている。おそらく、この『協会紀要』は、国内において印刷された英文での最古の研究雑誌と位置づけることができよう。また、当時東京には、この「協会」の他に、1873 (明治6) 年に設立されたドイツ協会——ドイツ東亜自然科学民族学協会 (Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens) があつた。この協会からも、ドイツ語ではあるが、

『ドイツアジア会誌』(German Asiatic Transactions) という会報が発行されている。

ここで、この「協会」の目的、会員、会費などについて、日本アジア協会憲章(The Constitution of the Asiatic Society of Japan. 以下「憲章」と略記する)により、ざっと概観してみる。

1891(明治24)年の「憲章」⁽¹⁰⁾では、その規約が24条より成っている。

まず、「協会」の目的と発表題目については、第2条と第3条で規程化がなされている。

「協会は、日本およびアジア諸国に関する題目について知識を収集し発表することを目的とする」(第2条)。

「上記以外の題目に関する論文は、理事会の自由裁量で協会に受理される。しかし、紀要には発表しないものとする」(第3条)。

すなわち、紀要は、日本の事物の研究のみに限定せず、それを広く、アジア諸国にまで普遍化し、それぞれの国の民族、風俗、産業、言語、自然、文学、文化(運動文化)などの研究とその発表を目的としていることが「憲章」と数巻の表題よりほぼ明らかとなる。ただし、この場合、もし第2条にうたう題目に属さない作品は、たとえ「協会」に受理され、発表が許可されても、決して紀要には掲載されないとしている。

それでは念のため、いま、第1巻の表題⁽¹¹⁾をみてみよう。この創刊号は、1874(明治7)年に定価が1円50銭で発売され、それには、7編の論文が掲載されている。最初は、E. M. サトー(Sir Ernest Mason Satow)の「琉球ノート(Notes on Loochoo)」であった。次は、H. ハロー(Henry Hadlow)の「日本の^{ホツスガイ}弘子介(The Hyalonema Mirabilis)⁽¹²⁾」、次いで、W. E. グリフィス(William Elliot Griffiths)の「江戸の^{マチ}街と街名(The Streets and Street-Name of Yedo)」、再び、E. M. サトーの「日本の地理(The Geography of Japan)」、続いて、米国海軍少佐・ネルソン(Lt. Com. Nelson)の「1872年9月10月の台風(The Typhoons of September and October, 1872)」、そして6編目は、英国公使館のW. G. アス

トン (W. G. Aston) の「1806年と1807年の樺太，エトロフへのロシアの侵入 (Russian Descents in Saghalien and Itorup in the Years 1806 and 1807)」⁽¹³⁾、最終は、J. エドキンス師 (the Rev. Joseph Edkins) の「日本語の性質とその可能な上達 (The Nature of the Japanese Language, and its Possible Improvement)」という多彩な内容である。なお、上記の著者のうち、W. G. アストンは第12代 (1888—1889) の、E. M. サトーは第17代 (1895—1900) の「協会」会長に就任している。

次に、会員についての条項 (第6条) をみてみる。

会員には、名誉会員と普通会員があり、前者は、まず日本に在住していないことが条件となっている。この会員化については、それぞれの場合、特別の理由を考慮して理事会によりこれが決定される。ただし、この場合は、入会金も年間購読料も徴収されない特典を有している。後者は、5ドルの入会金が必要であり、年間購読料については、日本在住者と非在住者とに差があり、それぞれ5ドルと3ドルとなっている。他に、終身会員の制度がある。この会員は、一度に16ドルを納金することにより、その資格が得られる。これにより、入会金および毎年発行される紀要の購読料を納めなくても、定期刊行物の受領と例会の出席が可能となる。

また、非会員の例会への参加については、会員の承諾により許可されるが、この場合、あくまでも参観者としての資格においてである。しかし、議長の許可があれば、講演をすることが認められている (第14条)。

会員の選出方法については、理事会で決定される。その決定方式は、1回目の理事会に候補者が推薦され、次の理事会で5名のうち1名は除外される方法で選出される。この結果は、次の例会で報告される (第15条)。

以上 (第6, 第14, 第15条) は、以降の項目で若干の関わりを有する条項の要約である。

次に、作品「柔術」が発表された頃の「協会」の会員数などについて、もう少し具体的にみることにしよう。

1889 (明治22) 年の『協会紀要』⁽¹⁴⁾の会員名簿によると、会員数は183名となっている。その内訳は、名誉会員が11名、終身会員が16名、普通会員が156名となっている。このうち、日本人は11名であり、その全員の名前を普通会员の欄に見い出すことができる。

この会員のうち、特に著名な人物を列挙すると、服部一三 (県知事、貴族院議員などを歴任。L.ハーンの就職に深く関与)、高木兼寛 (男爵で軍医総監)、伊沢修二 (音楽と吃音教育などに寄与)、中村正直 (『西国立志伝』、『自由之理』などの翻訳で著名)、矢田部良吉 (植物学者)、津田仙 (農学者)、神田乃武 (英語学者)、嘉納治五郎 (講道館柔道の創始者) などが挙げられる。彼らは、明治期における、わが国の政治、教育、医療などに深く携わったばかりでなく、当時、それぞれの部門を代表する人物の一人であり、その分野の近代化に多大の貢献を果した知識階級に属する人々といえるのである。

他方、外国人の会員は172名であり、その国籍は、アメリカ、イギリス、フランス、アイルランド、オーストラリア、カナダ、スペイン、ドイツ、スウェーデンなどとなっていて、たいへん多様である。しかし、この会員は西洋人ばかりであり、日本を除いたアジア諸国の会員が一人もいないという特徴がある。このうちで著名な⁽¹⁶⁾のは、J. エドキンス (イギリスの宣教師)、R. オールコック (イギリスの初代駐日総領事)、E. サトー (イギリスの駐日公使)、B. H. チェンバレン (イギリスの日本学者で東京帝国大学名誉教師)、E. F. フェノロサ (アメリカの東洋学者で日本美術研究家)、W. E. グリフィス (アメリカの教師)、E. ベルツ (ドイツの医学者で東京帝国大学名誉教師)、P. ローエル (アメリカの天文学者) などが挙げられる。彼らの職業は、宣教師、外交官、帝国大学などのお雇い外国人などに分けられる。この他の会員の職業は、軍人とか横浜および神戸などに在住する実業家 (商社員) などに大別できよう。

これらの会員の職業のうち、とくにお雇い外国人の歴史的な役割について、梅溪昇氏は、次のように述べている。

「明治政府がモデルと考えた欧米先進諸国の各部門における近代的な諸制

度、資本主義的な生産方法の移植にあたり、その実際面で学術・技術を提供して日本人を教導し、その急速な移植を成功させたことであり、近代日本建設の基礎工事をなしとげた点にあった。⁽¹⁷⁾」

このことと同様に、上記の職業以外の会員も、彼らの職務、例会への出席および会誌『協会紀要』など公私にわたる日本人との接触を通じて、わが国の近代化に貢献したはずである。いま、その理由を三つ掲げてみる。その一つは、すでにみた彼ら会員の多様な職業を通じて、欧米風の文明・生活様式が組織的に流入・展開し、わが国の近代化・西欧化のスピード・アップに貢献したこと。その二つは、彼らによる西洋の思想・道徳・宗教などの人間の内面的な側面への影響を通じて、日本人の近代化のための思想的・社会的基盤の形成に寄与したこと。その三つは、会員は一般に知日家、親日家として、日本の国際関係ならびに対外的な文化交流のうえて、日本のために活動し援助することが大きかったこと、などが指摘できるのである。

とすると、「協会」の会員は——たとえその機関誌が外国語で書かれていて日本人向きでないとしても、日本の近代化のためにきわめて有効な作用を果した⁽¹⁸⁾、といわねばならない。

2) 「協会」と著者

作品「柔術」は、1888（明治21）年7月発行の『協会紀要』に掲載されている。その論文は、トマス・リンゼー師（the Rev. Thomas Lindsay）と嘉納治五郎（Jigoro Kano）の共著であり、ファースト・オーサーは、T.リンゼーとなっている。

T.リンゼーの素性については、現在のところ当時の住所、経歴、柔道の心得、国籍など多くのことで不明である。

1889（明治22）年発行の『協会紀要（第16巻第3号）』の会員名簿によれば、その普通会员の欄には「Lindsay, Rev. Thomas.」とあるのみで、他の会員のように住所や所属が記されていない。したがって、師の名前に付されている

“Rev.”という尊称より、キリスト教の宣教師であろうとの推察がなされるのみである。それも、人名辞典に名前を見い出せないところからして、市井の無名の伝道師ともいえよう。

しかし、作品「柔術」が発表された翌年(1889年)に発行された『協会紀要(第17巻第2号)』の会員名簿には、「Lindsay, Rev. Thomas, Cambridge, London」とあるので、この年には、師のイギリスへの転出がなされたと考えられる。なぜか——遠隔地への転勤ゆえか、それ以降の『協会紀要』の会員名簿には、師の名前を見出すことはできない。しかしながら、このことは、師の「協会」会員の期間が約7年であったことを導き出してくれる。このことについては、後に若干ふれることになる。

周知のごとく、ごく一般的には、イギリスのキリスト教はプロテスタント系といわれるが、半田元夫氏らはキリスト教の分布について、「西ヨーロッパのうちドイツ以北の北欧およびイギリス(イングランドとスコットランド)、北アメリカ、オーストラリアがプロテスタント圏となっている⁽²⁰⁾」という。

上記より、直に、師のキリスト教がプロテスタント系であるとの類推は成立しない。ただし、この発表が、師の布教時におけるものであることや、当時の交通事情から、この作品の発表場所・帝国大学工科大学の近郊すなわち東京近辺に住居を定めていたのではないかと、との類推は可能となろう。しかし、現在のところ残念ながら、師については、このぐらいしか判明しないのである。しかも、それらは確証できず、あくまで推察の域を出ないのである。

他方、嘉納は、周知のごとく、1882(明治15)年5月に講道館柔道を創始したことで世界的に著名である。彼が共著でこの作品を発表したときの齢は、28歳と9カ月であり、学習院教授兼教頭の頃である。住所は、「麴町区富士見町1丁目1番地⁽²¹⁾(現在の東京都千代田区一小野注)」となっている。

上記と同様な『協会紀要』の議事録によると、T.リンゼーは、1882(明治15)年3月8日に東京商業会議所で開催された例会で会員に選出されている。それは、「協会」創設の10年後すなわちこの作品発表の6年前のことであり、その

頃には、すでに「協会」の会員になっていることが明らかとなる。

ところが、嘉納は、この作品の発表当時（1888年4月18日）は会員ではなく、発表の約1ヵ月後の1888（明治21）年5月16日に開かれた帝国大学工科大学での例会で会員に選出されている。⁽²³⁾

このことは当時、当該「協会」の正式な会員でなかった嘉納に、果して発表時における共著者および発表者（実演者）たる資格があったかどうかが問題となる。現在の学会においても、会員でないと発表の機会が生じないと同様に。しかし、すでにみたように、このことは、「憲章」の第14条に「報道界の代表を含む参観者は、協会会員の了解で、例会に出席が可能となり、そのうえ、議長の許可があれば講演をすることが認められている」とある。非会員の発表についての直接的な規程は見当たらないが、この第14条すなわち議長（Dr. Edward Divers）の許可により、嘉納の発表時の共著者および後述するが、その直後の柔道実演が可能となったのではあるまいか。

作品「柔術」は、嘉納の会員化に先立つこと約1ヵ月前の明治21年4月18日に開催された帝国大学工科大学での例会において、T. リンゼーによって発表されたのである。師による口頭発表の後、例会の会場を工科大学の大講堂に移し、その場所で、嘉納によって柔道のいくつかの技法が実演された。この実演の具体的な内容・技法（「取」は嘉納と推測できるが、「受」の氏名は不明）については、下記に見るごとく記載されていない。

「A paper on Jūjutsu by the Rev. T. Lindsay and J. Kano, Esq., was read by the former gentleman.

The chairman, having thanked the authors for their interesting papers, the meeting adjourned to the large hall of the college, where Mr. Kano gave some practical demonstrations of the art.⁽²⁵⁾

ここでは、柔術の実演がなされたと解すべきではない。実際は、やはり、柔道のそれが披露されたと解さなくてはならない。

なぜなら（後述するが）、この時期には、すでに講道館柔道はほぼ確立・完成

をしていたといえるからである。正確に言えば、その技術面においては。それゆえ、必ずしも、柔術にその範をとる必要が生じないからである。

3) 「柔術」紹介の功績

すでにみたように、作品「柔術」は、T. リンゼーと嘉納の共著となっているが、果してそうなのであろうか。共著かそれとも単独なのかについて、少し検討する必要があるようだ。というのは、この作品は、本邦において、英文で書かれた最古の柔術論といえる可能性が大きいからである。

このことについて、D. ブラウン (Don Brown) は次のようにいう。

「……, and Jigorō Kanō, exponent of judo, a demonstration of which he gave at a meeting of the Society in 1888 after the reading of a paper on it in which he had collaborated which the Rev. T. Lindsay, apparently the first serious study of it in English.⁽²⁶⁾」

それゆえ、この作品の著者について、明確にする必要が生じるのである。

いま、これを3つの側面より考えてみる。

第1は、作品の構成・内容から判断してみることである。まずいえることは、この作品の内容は、柔術の一般的な原理と柔術諸流派の秘伝書——たとえば、『武芸小伝』、『武術流祖録』、『尾張名所図会』、『嬉遊笑覧』など——に依拠して、柔術の起源と歴史の解明に焦点がおかれていることである。換言すれば、近世の史料を十分に駆使した、その歴史の究明といえるのである。しかも、当時(発表時)の柔術・柔道界の実状・動向にもよく精通した内容となっている。

このことから、著者には、日本語について、かなりの素養と熟練および柔道への強い関心が求められる。果して、T. リンゼーに、これらを十分に満足させるだけの条件が満たされていたであろうか。前項で少しふれたように、師の経歴は、キリスト教のプロテスタント系の宣教師であろうとの推察ができるのみで、他はすべて不明である。しかし、すでにみたように、作品発表の6年前

に「協会」会員になっているということだけは、『協会紀要』の議事録より明らかとなる。したがって、来日前の日本語の実力度を含め、この6年間で、上記文献の読解力、文章表現力を保有することが可能であるかが問題となる。もちろん、明治期の柔道史上および『協会紀要』中の論文に再び師の名前を見出すことはできない。それゆえ、残念ながら、このことを解明する手掛りは今のところ何もなく、ただ推察するしか方策はないのである。

第2は、両者とも、「協会」の正会員であったかどうかという問題である。すでに明らかなように、発表時の嘉納だけは、「協会」の会員ではなかった。彼は、発表の約1カ月後に会員に選ばれるのである。通常では、「憲章」の規約にあるように、会員でなければ発表する資格を有しないのである。ただし、議長の許可があればその限りではないことは、すでにみたとおりである。したがって、発表のためには、現役会員の協力・支持が必要となる。この協力者が、T. リンゼーではなかったか。それに、残念ながら、両者の関係についても不明である。それでは、両者にはキリスト教が介在するのではないかと類推しても、嘉納の葬儀が神式であったことからして、どうやら無関係のようだ。このように、たとえ、両者には密接な関係が見い出せないとしても、やはり発表には正会員たる師の協力が必要であったのだ。しかし、発表時には、すでに、前記した日本人会員のうち、服部一三、中村正直、神田乃武、津田仙などは会員となっているので、彼らからの助力もありうるのだが、結果的には…⁽²⁷⁾…これも推察の域を出ないが、嘉納は、自身の作品の権威づけのためには、この時期、同胞よりは外国人との共著の方が重みがある、と考えたのかもしれない。

第3は、嘉納の外国語の実力を問わねばならない。このことについて、朝日新聞社の中条一雄氏は、第11回ベルリン・オリンピック大会開会式前日のIOC総会で、1940年の第12回オリンピック大会が東京に決定したことの⁽²⁸⁾記事で、鈴木良徳氏の談話を引用して、「その招致はひとえに嘉納の業績である」といい、そのなかで、嘉納の外国語の堪能さについて、次のように述べている。

「日本は国際連盟から脱退した直後であり、国際的な評判はよくなかった。それなのに東京に決まったのは外国人に友人が多く、IOCの長老格になっていた先生（嘉納を指す—小野注）の功績です。」（力点—引用者）

「先生は外国語にたんのうな方で、日記も月曜は英語、火曜はドイツ語、水曜はフランス語という風に書き分けられていた」

この他に、もう少し以下のような資料をみてみよう。

- ① 1932（昭和7）年、第10回ロスアンゼルス・オリンピック大会のとき、嘉納は、南カルフォルニア大学で、「教育に関する柔道の貢献（The Contribution of Judo to Education）」なるテーマで講演。
- ② 1934（昭和9）年、アテネの社交場で、「柔道の原理とその人間活動のすべての面への応用（On the Principles of Judo and Their Application to All Phases of Human Activity）」という題で講演。
- ③ 嘉納の次男で第三代講道館長・嘉納履正氏は、1951（昭和26）年、イギリスの柔道界を訪問したときのことを、ロンドンより共同通信社に送付した随筆のなかで、当時、IOC委員であったアバーデア卿の談話を次のように引用している。

「小泉氏（小泉軍治—小野注）が私を紹介いたしますと、貴方のお父さんは大変英語が上手だったが、貴方はどうかと冒頭に言ひ、……。」⁽²⁹⁾

- ④ L. ハーン（Lafcadio Hearn）は、1891（明治24）年、熊本から松江の西田千太郎への手紙のなかで、嘉納の英語の堪能さについて、以下のように綴っている。

「Mr. Kano was too modest when he told me there were other teachers who spoke English better than he. There are not. He speaks and writes better English than any Japanese I know.」⁽³⁰⁾

これらは、実のところ、嘉納の英語力を立証するためのほんの一部の資料に過ぎない。これで、彼の英語の実力度は実証できたはずである。

以上の3点から考察すると、すでに明らかのように、作品「柔術」の真の著

者は嘉納であろう、と結論づけられる。

なぜ、そのようにいえるのであろうか。まとめてみよう。

上記のように、嘉納にはかなりの英語力がある以上、T. リンゼーからの直接的な手助けは無用であったと思われる。ただ、嘉納が求めたのは、この作品を発表するための資格を有する現役の会員たる師の協力だけが必要であったのではなからうか。これに加え、少し冒険的にいうなら、この作品の権威づけのためにも、外国人との共同研究を。それゆえ、師にこの作品の代読と共著者としての依頼をしなければならなかった。その結果として、本場外国人による作品の添削および口頭でのアドバイス（原文にある、イギリスのレスリングとか人工呼吸法などについての）が得られた可能性が生じるのである。いい換えれば、嘉納がこの作品のすべてを作成し、その修正・補筆と口頭での発表者が師ということになるのである。

しかし、今のところ、この確証はない。それゆえ、この結論は、あくまで仮説的であり、きわめてずさんな概観にすぎないのである。

しかしながら、上記のような結論が成立するならば、T. リンゼーの共著者たる資格は立派に生じるのである。しかし、これらの資格のみで、ファースト・オーサーの名誉を授けることは、いかがであらうか。やはり、嘉納にファースト・オーサーを、次いで、T. リンゼーにセカンド・オーサーとしての位置づけをするのが順当とならう。

日本古来の伝統文化・武道文化の一つの領域である柔術をひいては柔道を、すでに、明治の中葉に初めて英文で外国人に講演し、合わせて柔道の実演までも行なったことは、日本文化の海外への紹介・啓蒙という観点から、たいへん画期的で意義のある事柄といわねばならない。著者の、この積極性と近代的な感覚が、今日、嘉納の柔道として、国際的なスポーツにまで発展させたのであり、その発展の原点をこの作品の公表に見い出せるのではなからうか。

さすれば、現在の日本の、世界の柔道にとって、この作品の放った影響は小さくないのであり、その意味で、嘉納とT. リンゼーに高い評価を与えねばな

らないであろう。

4) 最古の柔術論

ここでは、外国語で書かれた最古の柔術・柔道論についてふれる。

京都外国語大学付属図書館発行の「*Bibliotheca Hearniana*」には、1895 (明治28)年、アメリカの Houghton, Mifflin and Company から発刊された、L.ハーンの『東の国から (*Out of the East*)』に掲載されている「JIU-JUTSU」について、

「柔術はハーンの柔道論で外国人の書いた柔道論の最も古いものと思われる⁽³¹⁾」
とある。

しかし、すでに明らかのように、この作品の発行の7年前、すなわち1888 (明治21)年に、嘉納と T.リンゼー師の共著たる「JIUJUTSU」が発表されているのである。現在のところは、その榮譽——最古の英文での柔術論の著者——を彼らに譲らねばならない。したがって、上記図書館における最古の柔術論についての記述に修正が必要となろう。

しかし実は、この年(1888年)より11年も以前に、英文で書かれた柔術記事にふれることができる。

それは、「協会」の会員でもある W.E.グリフィスが1877 (明治10)年に HARPER & BROTHERS から発行した『皇国 (*The Mikado's Empire*)』である。このなかで彼は、柔術記事——すなわち、柔術見物記についての描写をしている。このことに少しふれてみる。

新渡戸稲造は、1899 (明治32)年、『武士道——日本の魂 (*Bushido, the Soul of Japan*)』をアメリカの The Leeds and Biddle Company から出版した。

1905 (明治38)年、この第10版に際し、増訂が施された。その緒言で、W.E.グリフィスは、次のように述べている。

「その地 (福井藩一小野注) で私は武士道をば、異国の物としてでなく、その原産地において眺めた。茶の湯、柔術、腹切り、畳の上の平伏と街上の身を

屈める辞儀、……⁽³³⁾。』

それゆえ、この柔術見物の具体的な印象を彼の書物から引用してみよう。この前に、少し、W. E. グリフィスと福井藩との関係をみておく。彼は、1870（明治3）年、福井藩・松平春嶽の招聘に応じて来日し、藩校・明新館で理化学⁽³⁴⁾等の教授に従事するのである。これと同様のことを、彼自身も、

「私は1870年に、アメリカの公立学校制度の方法および精神を紹介するため教育開拓者として日本に招聘せられたのであるが、首府を去って越前の国福井⁽³⁵⁾に來たり、……。」

と述べている。

前置きが少々長くなったが、次に、彼の柔術見物記を紹介する。

「Next followed wrestling. Though a cold day in winter, the students were dressed only in coarse sleeveless coats of hemp cloth. Approaching each other, they clinched and threw. The object seemed to be to show how an unarmed man might defend himself. Wrestling and throwings were followed by sham exhibitions that bore a frightful resemblance to real choking, dislocation of arm, wringing of the neck, etc. Throughout the exhibition, the contestants, while attacking each other, uttered unearthly yells and exclamations. I was highly impressed with the display, and could not fail to admire the splendid, manly physique of many of the lads.⁽³⁶⁾」（下線—引用者）

文中には、柔術なる直接的な言葉はないが、文意から最初に現出する Wrestling（下線箇所）という単語が柔術と同義なりと解せる。文意は、筆者が柔術の形とその実際的な乱取（稽古）を見ての描写と印象およびそれを讀えた内容、とからなっている。

残念ながら、この形および乱取の具体的な内容については、一切言及されていない。しかし、明治初期の越前福井の藩校での描写からして、真に、柔術の記

事と解せるのである。それにしても、この内容は、原文では、10行程の少量に過ぎない。したがって、量的にも、本来の柔術論とは到底いえないのである。

しかしながら、このことを超越して考えるならば、この作品は、本邦における最古の英文での柔術記事であろうとの位置づけは可能となる。

2 講道館柔道の黎明と名称問題

1) 「作品」が誕生した頃

作品「柔術」が世に問われた頃の嘉納の住所は、麴町区富士見町1丁目1番地 (1, Kōjimachi, Fujimichō, 1 chome, Tōkyō) であることは、前項ですでにみたとおりである。

この住所は、実は、第1次松方内閣の内相であった品川弥二郎邸なのである。嘉納は、品川との出会いについて、次のように語っている。

「品川子と自分との関係は、已に話をした村田源三といふ、弟子でもあり友人でもある人が、周防の人で、品川子の恩顧をうけて居る人であったが、此村田が米国に修業に行くに当って、自分も其費用の一部分を負担したが、山県大将、堀江少将、品川子爵などが皆幾分かづつ負担せられて、自分がこれをまとめて処理する役割をたのまれた。そんなことから、品川子と自分とが知合になったのだ⁽³⁷⁾」

周知のごとく、品川は、1885(明治18)年⁽³⁸⁾、ドイツへ全権公使として赴任することになるのであるが、これに伴ない、嘉納は、1886(明治19)年3月⁽³⁹⁾、品川の邸宅を借用・移居することになるのである。この経緯について、嘉納は、

「其当時子爵の住んで居られた家は、富士見町一番地で、今の添田寿一の家も込めて一千坪程の地面に、百坪以上の西洋館と日本館とが建っていたのだが、其処には品物が沢山ある。それを其まま貸家にするも好まない、さらばとて、留守居に置くに適當の者を考へ出さないから、此処へ自分に住んでくれぬかといふ話だった⁽⁴⁰⁾」

と品川から留守宅の保全と管理を依頼されたというのである。そこで、嘉納は、この申し入れを承諾し、品川が帰国する1889（明治22）年4月までの3年間、この富士見町の品川邸に講道館が存在することになる。ちなみに、嘉納は同年8月5日、1年間の予定で「欧州派遣、宮内省御用掛兼務を仰せ付けられ」同年9月13日カレドニアン号⁽⁴³⁾で横浜を出帆し、第1回海外旅行（欧州教育事情視察）の長途に旅立つことになるのである。

この品川邸での道場は、館の一部を利用したものではなく、これ以前、麴町区上二番町45番地の神代という神官の境内にあった20畳敷の道場を、品川邸の空地に移築したものであった。⁽⁴⁴⁾

嘉納は、落合寅平筆録の「柔道家としての嘉納治五郎」のなかで、講道館柔道の完成期について口述している。

「明治二十年前後、本当に講道館柔道を完成した」⁽⁴⁵⁾

と。この重要な事項を、あまりにも簡潔に述べている。

老松信一、松本芳三の両氏は、嘉納の口述と同様の見解を、次のように述べている。

「その後絶えず改良を加えたので、明治20年以後幾多の変化はあるが、基本的形体は明治15年から20年まで5年の間に定まったのである」⁽⁴⁶⁾

以上でみたように、講道館はこの時期、この品川邸での3年間の前半期には、技法のおおまかな完成をみるとともに、柔術諸流派との対決にも勝利を博し、講道館の土台を盤石なものにするのである。

それゆえにこそ、嘉納は、1889（明治22）年9月出発の欧州視察旅行を承諾したのであろう。後顧の憂いが残っていない、1年間という長期間の不在は、現実的ではないからだ。このことは、嘉納がすでに、柔道の確立と将来への明るい展望に、かなりの自信を抱いていた証左といえるのである。

なお、嘉納は、この外遊に際し、講道館の留守中の業務を、西郷四郎、岩波静弥、本田増次郎の三名の弟子に全てを委ねるのである。嘉納の旅は、フランス、ベルギー、ドイツ、オーストリア、デンマーク、ストックホルム、オラン

ダ、イギリスなどを経て、出発から1年4カ月あまり後の1891(明治24)年1月16日に横浜に入港することで終了する。帰国後、嘉納は、留守中の講道館、嘉納塾内の規律の弛緩について調査し、柔術界との対決に多大の貢献をした西郷四郎⁽⁴⁷⁾を破門にすることになるのである。いずれ、このことにふれたいが、本稿では、この程度で止め置く。

では最初に、上記のうち、講道館と柔術界との対決について、少し言及してみる。

この頃の講道館は無敵であり、その名声と実力は日の出の勢いであった。すなわち、柔術に対する柔道の名実ともに最盛の時期であり、あたかも新・旧の交代期の様相を呈している。これについて、嘉納は、いわゆる道場破りと警視庁での楊心流・戸塚英美門下との対決に例を引き、次のように述べている。

「富士見町時代には、各地方から試合を申し込んで来るものが講道館の名の知れ渡るにつれてだんだん多くなって来た。之に対して講道館は、日本全国を引受けて、何時でも起って応ずる気構へを持って居た。併し、曾つて全力を尽して戦はねばならぬ様な多数のものに申込まれたことがない。大抵一部分のものが出来、十分応戦して勝を制することが出来た⁽⁴⁸⁾」

「明治二十・二十一年頃になって、講道館の名声が知れ渡るにつれて、警視庁の大勝負となると、自然戸塚門と講道館と対立することとなる。二十一年頃の或試合に、戸塚門下も十四五名講道館からも十四五人、各選手を出したとおもふ。…(中略)…此勝負に、実に不思議なことは、二三引分があったのみで、他は悉く講道館の勝となった。…(中略)…維新前では、世の中で戸塚門を日本第一の強いものと認めて居ったのだ。然るに、此勝負があつてから、いよいよ講道館の実力を天下に明らかに示すことになったのである⁽⁴⁹⁾」

次に、1889(明治22)年当時であるが、この頃にはすでに、柔道の技法と体系がほぼ確立したことを、嘉納の「柔道一班並ニ其教育上の価値⁽⁵⁰⁾」と題した講演内容より明らかにしてみる。

この講演は、⁽⁵¹⁾明治22年5月11日に開催された大日本教育会常集会で、文部大

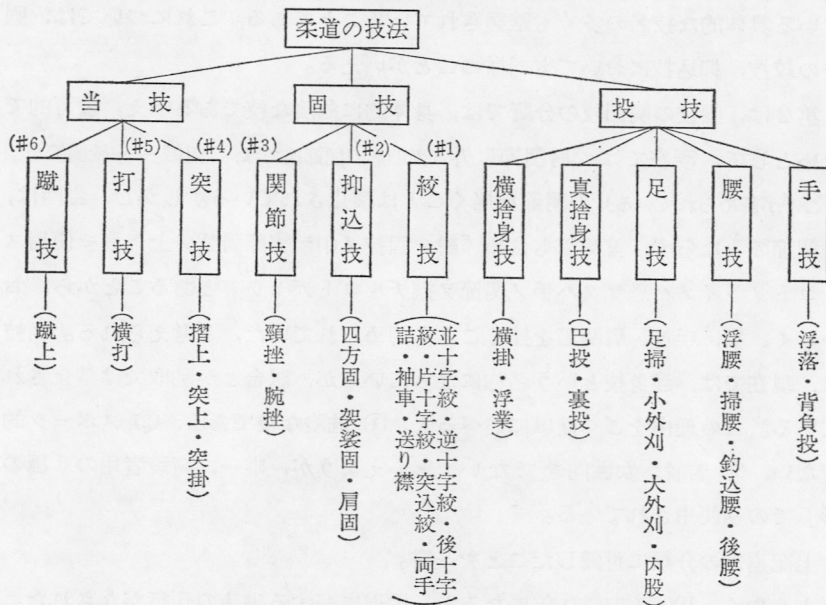
臣復本武揚，イタリア公使ら多数の顯官紳士を前にして，柔道の実演と平行してなされたものである。

このなかで，嘉納は，講道館柔道の目的を体育と勝負と修心の法に3分類して説明している。このうち，勝負の法では，これを投，固，当技に3分類している。この勝負の法は，柔道の技法といえる。そこで，嘉納が説明をした技法についてふれてみる。それには，

「演士説明シナガラ挙動デソノ仕方ヲ示ス」⁽⁵²⁾

「^{ナゲテ}實際投手ノ種類ニ至ッテハ実ニ沢山御座イマシテ到底述ベ尽シ切レルモノ

表1 嘉納の柔道技法の分類



(注) (1) (#1)―(#6)印の分類と名称は，筆者が内容に基づいて作成した。

(2) 当技の摺上，突上など5本の具体的な名称は，文中には記載されていない。しかし，現在の「極の形」の居取8本，立合12本の計20本のうちのいずれかであろう，と文意より推察できる。それゆえ，この当技5本を実演・説明された技名とした。

(出所) 嘉納治五郎『柔道一斑並ニ其教育上の価値』(注50) により作成。

デハ御座イマセヌ⁽⁵³⁾」(フリガナー引用者)。

とある。このことから、二つのことが判明する。それは、この講演のなかで、嘉納自身が直接に「取」となって実演したこと、数ある技のなかのほんの数種を取りあげて説明したに過ぎない、ということである。それでは、ここで、この講演で説明された柔道技法の分類を表にしてみよう(表1)。

表1より、次の2点を導くことができる。

第1は、当時すでに投技が、手技、腰技、足技、真捨身技、横捨身技の五つに大別され、それぞれのなかで、いかなる技が用いられていたかが理解できるのである。そして、それは、現在の分類法と全く同様であり、そこに挙げられている具体的な技名の多くも踏襲されていることである。これについては、固技の絞技、抑込技においても同様のことがいえる。

第2は、固技の関節技の分野では、身体的に危険な技であるゆえ、教育的でないとして、現在では、肘関節以外(固の形の関節技では、「足蹴」——膝関節を挫くことが認められている)の関節を挫くことは禁止されている。しかし、当時は、肘関節のみならず、首関節も含め「総テ固技ノ中デ實際勝負ノ上へ最モ使用スルコトノ多イノハ恐ラクハ手ノ関節ヲ振デルコトデセウ⁽⁵⁴⁾」とあることから、おそらく、指、手首、肩関節を挫くことも認められていた、と考えられる。当技は、現在では、当身技という名称になっているが、試合とか乱取では禁止されている。この理由をごく簡単に述べると、① 危険な技である、② スポーツ的でない、③ 若者、女性向きでない、といえようが、唯一、高段者用の「極の形」でのみ使用されている。

上記嘉納の分類に付随したことを一言。

ようやく、1905(明治38)年になると、柔道に関する書籍の刊行がなされた。それは、嘉納の学習院時代の弟子で、旧制の第五高等中学校(旧制五高の前身)および学習院教授などを歴任した有馬純臣の『柔道大意』である。この著作の巻頭言で嘉納は、

「然ルニ今マデ柔道ノ大体ヲ説明セル著書ノ世ニ公ニセラレタルモノ無ク、

僅ニ余ガ講義ノ略記ノ，造士会発行ノ『国土』ニ掲ゲラレタル者アルニ過ギ
 (55)
 ズ」

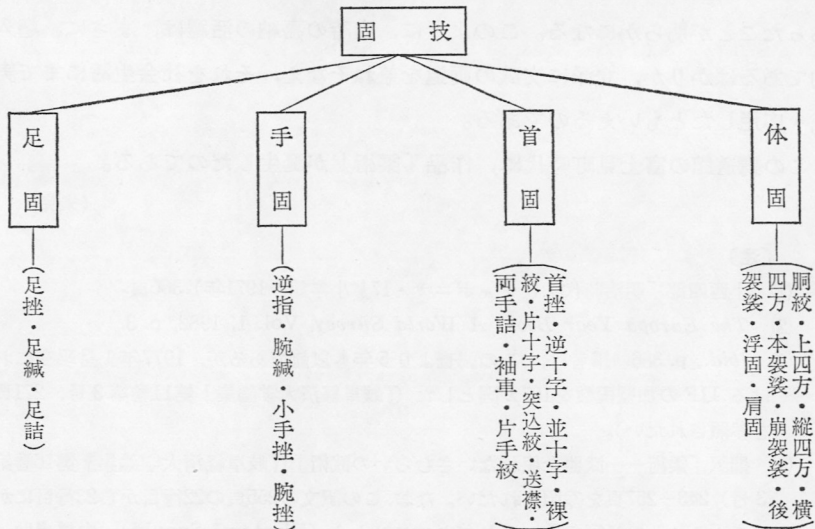
と述べている。

すなわち，雑誌『国土』上には，嘉納による柔道論が掲載されてきたが，今回の有馬の『柔道大意』は，本邦で最初の柔道に関する書籍であるとしているのである。

このなかで有馬は，柔道技法の分類を投技と固技の二つに分類している。なぜか，当技の説明はなされていない。おそらく，これは，たいへん危険な技であるので，教育上の観点と柔道の普遍化のために省略されたのであろう。しかし，投技の分類は嘉納のそれとほとんど同じといえる。しかしながら，固技（表2参照）については，これを4分類し，嘉納のそれとは，幾分の相違がみられる。

この有馬の固技の分類を，現在の分類に置き換えてみると，体固は抑込技，

表2 有馬の固技の分類



(出所) 有馬純臣『柔道大意』99—122頁より作成。

首固はほぼ絞技，手固と足固は関節技となる。このうち，現在禁止されている技は，体固における胴絞，首固の首挫および手固，足固で指・手首・足首・膝・股および肩の関節を挫くような技である。

このように，当時はまだ，柔術の勝負・生殺の法が柔道の技法のなかに生かされていた，と推察できるのである。このことは，いずれ稿を改めてふれたい。

繰り返しとなるが，筆者がここでみたのは，あくまで，1889（明治22）年にはすでに，柔道の技法・体系——すなわちその技術面は，ほぼ完成していたということなのである。

嘉納とT. リンゼーの作品が世に問われた頃，すなわち品川邸での1888（明治21）年前後は，講道館のいわゆる富士見町時代といわれ，講道館の最も盛んな研究と柔術界との勝負の時代であったといえる。この時期の嘉納は，学習院教授兼教頭（数カ月間，学習院長事務取扱となる）としての職務，柔道の技法の研究と確立，弘文館の運営・維持そして柔術界との対決と勝利，とたいへん多忙であったことが明らかになる。このように，当時の嘉納の活躍は，まさに，超人的であるばかりか，立派に文武の両道を兼ねそなえ，それを社会生活にまで実践・応用したともいえるのである。

この講道館の富士見町時代に，作品「柔術」が誕生したのである。

（未完）

〔注〕

- (1) 小西四郎「明治時代」（『ジャポニカ・17』小学館，1971年）366頁。
- (2) *The Europa Year Book, A World Survey*, Vol. 1, 1982, p. 3.
- (3) *Ibid.*, p. 386. 筆者は，この調査より5年も以前であるが，1977年1月現在におけるIJFの加盟国数を107カ国とした（『岐阜経済大学論集』第11巻第3号，271頁を参照されたい）。
- (4) 拙訳「柔術——武器を使わないさむらいの武術」（『岐阜経済大学論集』第16巻第3号）243—257頁を参照されたい。なお，この訳文の255頁の22行目から23行目にかけて「これらの師範の他に，スズキ・ヒサトミ（Hisatomi Suzuki），中村半助，上原庄蔵，金谷元郎は，……。」とあるが，これを以下のように訂正する。「これら

- の師範の他に、久富鉄太郎、鈴木孫八郎、中村半助、上原庄吾、金谷良元は、…
…。」（警視庁教養課編『警視庁武道九十年史』昭和50年、21頁、26—27頁参照。）
- (5) Don Brown, *On the Significance of the Asiatic Society of Japan, Transactions of the Asiatic Society of Japan*, 1965, p. 11.
- (6) 前掲、拙稿、『岐阜経済大学論集』第5巻第3号所収、232頁。
- (7) Paul C. Blum, *Yokohama in 1872*, Tokyo: The Asiatic Society of Japan, 1963, p. 1.
- (8) Basil Hall Chamberlain, *Things Japanese*, Hakubunsha, 1890, p. 41.
- (9) *Ibid.*, p. 42.
- (10) Cf. *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XIV, 1891, pp. 1-4.
「協会」の憲法たる「憲章」は、その性格から、毎年ごとに頻繁に変更・修正されることはないを考える。なぜか、この年（1891）より以前の「憲章」は、一連の『協会紀要』には、掲載されていない。したがって、今後、この年より以前の「憲章」は、ほぼ1891年規程と同じ内容である、とした考察をする。なぜなら、ここでみる数条項を、1896年の「憲章」と比較してみても、第6条の各会員の会費に一部の変更が見られるのみであるからだ。
- (11) 『協会紀要』の第1巻は、横浜の“Japan Mail Office”から発行された。「協会」の第1回総会は、1873（明治6）年10月8日（水）の午前8時30分からグランドホテル（場所は不明）の19号室で開催された。当時の会員は69名であった。内訳は、名誉会員2名、客員会員3名、在任会員64名である（cf. *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. 1, 1874〔頁数は明記されていない〕）。吉田光邦『両洋の眼——幕末明治の文化接触』朝日選書、1978年、203頁参照。
- (12) Hyalonema Mirabilis はラテン語と思われる。この意味について、本文に「…
…, the “Glass Rope Sponge” of Japan, —Hyalonema Mirabilis, as it was christened by Dr. Gray, and is termed by systematic writers, ……」
(*Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. 1, 1874, p. 10.) とある。それゆえ、この訳語を「日本の払子介」とした（『万有百科大辞典・20』昭和49年、小学館、572頁参照）。また、“Glass Rope Sponge”を「払子具」としている訳語もある（谷津直秀『動物分類表』丸善、昭和27年、35頁）。
- (13) 参照した数巻の世界地図（英文）では、この Saghalien の綴りは、すべて Sakhalin となっている。
- (14) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XVI, 1889, pp. xxiv-xxviii.
1907（明治40）年の会員名簿では、326名が会員となっている。これを、1889年

- 当時の会員数と比較すると、18年間でほぼ2倍強となっていることが判明する
(*Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XXXIV: Part IV, 1907, pp. 212-223.)。
- (15) 『日本人名大事典』(平凡社, 1979年) 参照。『角川日本史辞典』(角川書店, 昭和55年) 参照。
- (16) 『岩波西洋人名辞典』(岩波書店, 昭和31年) 参照。
- (17) 梅溪昇『お雇い外国人・①』鹿島研究所出版会, 昭和43年, 199—200頁。
- (18) 梅溪昇, 同上書, 202—204頁参照。
- (19) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XVI, Part. III, 1889, pp. xxvi-xxvii.
- (20) 半田元夫・今野国雄『キリスト教史・I』山川出版社, 1977年, 9頁。
- (21) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XVI, Part. III, 1889, pp. xxvi-xxvii.
- (22) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. X, Part II, 1882, p. iii.
- (23) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XVI, Part III, 1889, p. xvii.
- (24) *Ibid.*, p. xvi.
- (25) *Loc. cit.*
- (26) Don Brown, *op. cit.*
- (27) *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. IX, 1881, p. xvii.
- (28) 中条一雄「20世紀の軌跡・124」(『朝日新聞』1980年7月2日)。
- (29) 嘉納履正『伸び行く柔道』桐陰堂, 昭和29年, 119—120頁。
- (30) Elizabeth Bisland, ed., *Lafcadio Hearn XIV*, Boston and New York: Houghton Mifflin Company, 1922; reprinted, Rinsenbook Co., 1973, p. 170.
- (31) 京都外国語大学『ラフカディオ・ハーン——作品と参考文献』昭和52年, p. xxi.
- (32) Inazo Nitobe, *Bushido—The Soul of Japan* (『新渡戸稲造全集』第12巻, 教文館, 1969年) 465頁。
- (33) 矢内原忠雄訳『武士道』岩波書店, 1981年, 19—20頁。
- (34) 『明治百年の歴史』講談社, 1968年, 123頁。
- (35) 矢内原忠雄, 前掲書, 19頁。
- (36) William Elliot Griffis, *The Mikado's Empire*, New York: Harper & Brothers, 1877, p. 433.
- (37) 嘉納治五郎口述, 落合寅平筆録「柔道家としての嘉納治五郎」(講道館文化会『作興』昭和2年, 第6巻第7号) 56頁。

- (38) 前掲『角川日本史辞典』442頁。
- (39) 講道館編『嘉納治五郎』布井書房，昭和52年，683頁。
- (40) 嘉納治五郎口述，前掲書，56—57頁。
- (41) (42) (43) 講道館編，前掲書。
- (44) 嘉納治五郎口述，前掲書，58—59頁参照（昭和2年，第6巻第5号）。
- (45) 嘉納治五郎口述，前掲書，58頁（昭和2年，第6巻第6号）。
- (46) 講道館編，前掲書，346頁。
- (47) 同上書，681—682頁参照。
- (48) 嘉納治五郎口述，前掲書，58頁（昭和2年，第6巻第7号）。
- (49) 同上書，59頁。
- (50) 嘉納治五郎「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」（『大日本教育会雑誌』No. 87，明治22年）464—469頁参照。
- (51) 講道館編，前掲書，357頁，683頁。
- (52) 嘉納治五郎，前掲書，465頁。
- (53) 同上書。
- (54) 同上書，468頁。
- (55) 有馬純臣『柔道大意』岡崎屋書店，明治38年，4頁。

追記——文中1の2)で，T. リンゼーのことに触れた。しかし，そこでは，師の国内での住所などが不明であった。しかしながら，今回（校正中），1885（明治18）年には，東京府麻布区今井町41番地・41，Imaicho, Azabu, Tokyo（現在の東京都港区麻布六本木2丁目1番1号）に在住していたことが，明らかとなった。このことは，文中にある類推箇所の一部が正しい論考である，ということの実証ができたことになる。それゆえ，この住所の発見は，この後，師の素性を探る一つの有力な道標となるはずである（*Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Vol. XII, 1885, p. xiii.）。